

南知多町告示第**28**号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、南知多町建設経済部まちなみ環境課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

南知多町長 石 黒 和 彦

知多都市計画用途地域の変更（大井地区）